

**四日市市重層的支援体制
整備事業実施計画
(令和6年度改訂版)**

令和6年8月

四日市市健康福祉部福祉総務課

目次

I	計画策定にあたって	2
	(1) 計画の位置づけ	2
	(2) 計画策定の背景・目的	2
II	基本的な考え方	3
	(1) 基本理念・基本方針	3
	(2) 四日市市における課題・重点取り組み	3
III	事業の内容と実施体制	7
	(1) 包括的相談支援事業	8
	(2) 多機関協働事業	9
	(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	10
	(4) 地域づくり事業	10
	(5) 参加支援事業	11
IV	想定されるケース例	12
V	各種会議の実施について	13
	(1) 支援会議	13
	(2) 重層的支援会議	14
VI	事業評価と計画の見直し	14

I 計画策定にあたって

(1) 計画の位置づけ

四日市市重層的支援体制整備事業実施計画（以下、「本計画」という。）は、社会福祉法第106条の5に基づき、重層的支援体制整備事業（以下、「本事業」という。）を適切かつ効果的に実施するため、事業の実施体制に関する事項を定める計画です。上位計画である「四日市市総合計画」や「四日市市地域福祉計画」のほか、「四日市市保健医療推進プラン」、「四日市市介護保険事業計画・四日市市高齢者福祉計画」、「四日市市障害者計画」、「四日市市障害福祉計画・四日市市障害児福祉計画」、「四日市市子ども・子育て支援事業計画」等とも、調和・整合性を図ります。

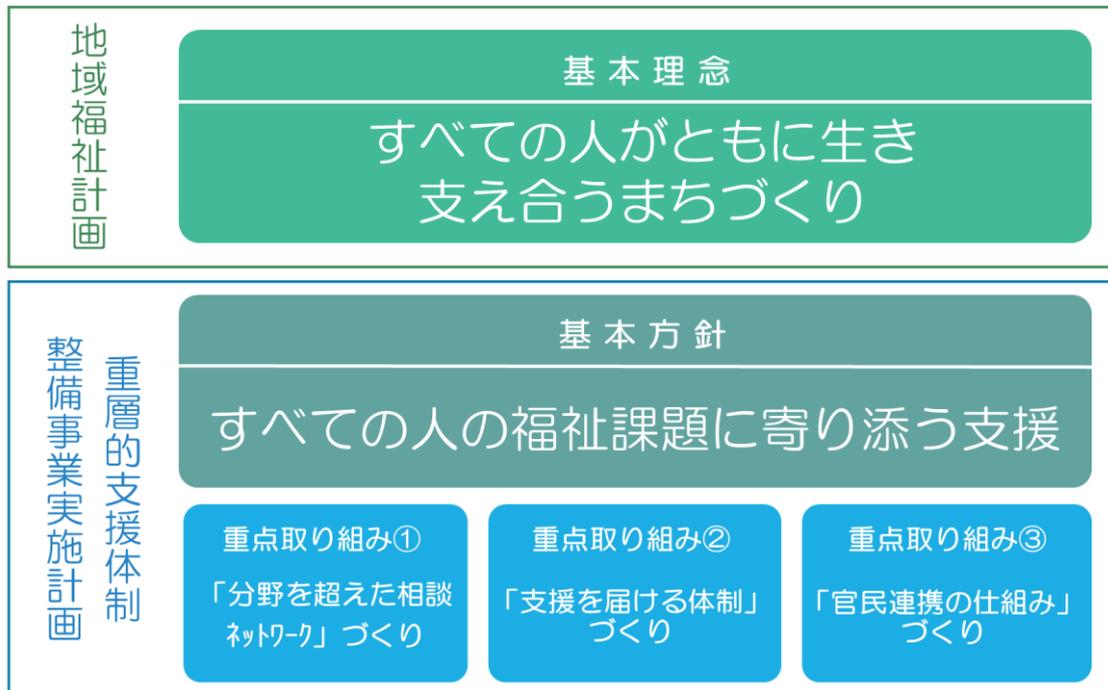
(2) 計画策定の背景・目的

近年の少子高齢化、核家族化などの社会構造の変化に伴い、複雑化、複合化した福祉課題を抱える人や世帯が顕在化し、福祉ニーズは多様化を極めていきます。

この状況を鑑み、本市では「すべての人がともに生き、支え合うまちづくり」を基本理念とした第5次四日市市地域福祉計画を策定しました。この計画に基づき、地域共生社会の実現のため、本市では令和5年度より社会福祉法第106条の5に基づく本事業を実施しています。

本計画は、本事業を適切かつ効果的に行うため、その実施体制等を定めるものです。

Ⅱ 基本的な考え方



(1) 基本理念・基本方針

本事業は、地域福祉計画の理念である「すべての人がともに生き、支え合うまちづくり」を達成するために実施するものです。

本事業の基本方針は「すべての人の福祉課題に寄り添う支援」とします。

(2) 四日市市における課題・重点取り組み

全国的に、いわゆる「8050問題」や「ヤングケアラー」など、複雑化、複合化した福祉課題を持つ人たちが顕在化しており、本市も例外ではありません。また、社会の中で孤独・孤立状態にある人や長期のひきこもり状態にある人など、支援が届きにくく潜在化した福祉課題を持つ人が一定数存在しています。すべての福祉課題に寄り添うためには、福祉の枠にとらわれず、様々な機関や団体がネットワークを構築し、相談体制の充実を図る必要があります。

よって本市では、基本方針に沿い、「オールよっかいち」としての支援体制を構築するため、次の3つの重点取り組みを実施します。

重点取り組み① 「分野を超えた相談ネットワーク」づくり

本市の高齢福祉分野の相談支援体制は、市内 26 か所の在宅介護支援センター、3 か所の地域包括支援センター、高齢福祉課の3層構造となっており、より身近な地域で介護の相談ができるようになっていきます。

障害福祉分野においては、5つの委託相談支援事業所が有機的に連携することで、基幹相談支援センターに相当する相談支援体制を構築しています。

こども分野においても、子育て中の保護者が気軽に交流と育児相談を行える場として市内 23 か所に子育て支援センターを設置しており、特に単独型の公立子育て支援センター2か所には子育てコンシェルジュを配置し、よりきめ細かく相談に対応しています。子育てコンシェルジュは、他にもこども未来課、こども子育て交流プラザに配置しています。

そのほか本市では、生活困窮者に対して自立相談支援を行う生活支援室、民生委員・児童委員などの関係機関が、様々な困りごとを抱えている人への支援を行っています。

本市既存の相談支援機関を活かし、困りごとを抱えた誰もが、どこかに「つながる」相談支援を一層充実させるためには、各分野の相談支援機関は、受け止めた相談が異なる分野の相談であったとしてもいったん受け止め、適切な関係機関につなげることが必要です。すなわち、各々の相談支援機関で「のりしろ」を持ち、他分野と「つながる」気運の醸成が必要です。

そのため、各分野の相談支援機関に配置された相談援助職（ソーシャルワーカー）同士が顔の見える関係となり、それぞれの相談支援機関の役割や特長についての相互理解を進めるための取り組みを実施します。



重点取り組み② 「支援が届ける体制」づくり

福祉課題があるものの支援が届きにくい人は、国の調査等から、次の2つのパターンが考えられます。

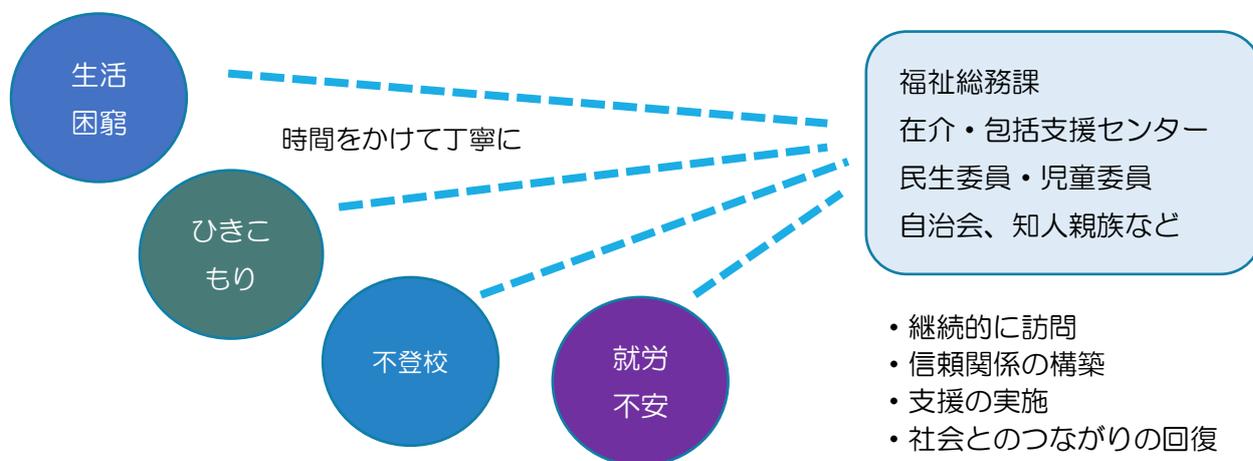
- ① 社会的に孤立しており支援機関を知らない、または誰かに相談することに思い至らない
- ② 本人が支援を受けることを拒否している（誰にも相談したくない）

①のような人に対しては、本事業の各分野の相談支援機関が中心となって、各種の相談支援機関に寄せられた主たる相談の背景に、他に何らかの支援を必要とする人がいる可能性を常に念頭に置いた支援を行うことで、その存在を把握します。そして、支援が届きにくい人の存在が確認できた場合には、支援機関とともに福祉課題の解きほぐしを行いながら、潜在化しているニーズを把握することから支援を始めます。

併せて、各種の相談窓口の存在について、広報よっかいちやホームページ、SNS等を通じて、積極的な周知を図ります。

②のような人に対しては、本事業のアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を中心に、本人との信頼関係の構築に力点を置きながら継続的に関わり続けることにより、本人が支援を受容できる機を逃さず、適切な支援機関や社会につなげる支援を展開していきます。

支援が届きにくい人は社会的に孤独・孤立状態にあることが多く、その存在は潜在化しやすい傾向にあります。この2つのパターンの支援が届きにくい人を、支援機関とともに発見し、支援機関とともに関わり続け、支援が届きにくい人を支援機関や社会に「つなげる支援」の提供体制づくりのため、支援機関との連携体制の構築に取り組みます。



重点取り組み③ 「官民連携の仕組み」づくり

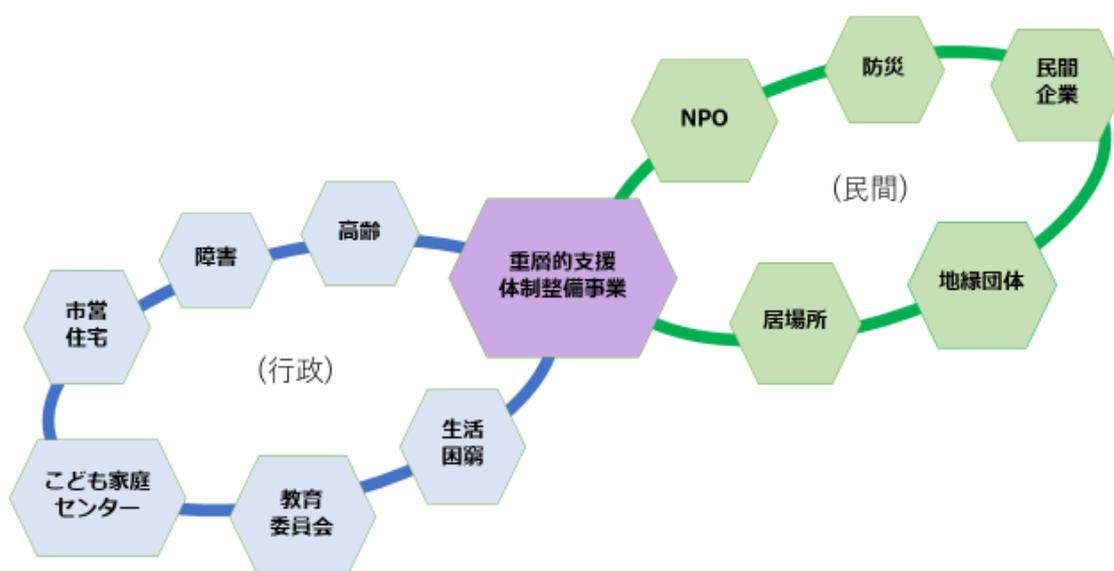
本事業は、1つの福祉分野の制度や施策だけでは解決できない、複雑化・複合化した福祉課題を持つ人や、既存の支援制度の受給要件には当てはまらないものの課題を抱えている人の困り感の軽減と課題の解決を目指すものです。

複雑化・複合化した福祉課題の解決のためには、福祉分野だけではなく、医療・教育・住まいなどの様々な機関や地域資源が協働することが必要です。また、既存の支援制度の受給要件には当てはまらない人へのアプローチには、フォーマルだけでなくインフォーマルな社会資源とのマッチングが必要となります。

このマッチングのためには、関係機関や社会資源がつながるネットワークづくりが必要です。ネットワークを構築することで、次の3つの効果が期待できます。

- ① さまざまな機関や社会資源が相互に理解しあえる「場」を設けることで、顔の見える関係性が生まれ、連携がスムーズに進むことが期待できます。
- ② フォーマル、インフォーマル問わず、フラットな関係性を育むことで、多職種協働による支援の重要性を共通認識として持つことができます。
- ③ ネットワークに集う機関・団体・人が相互に刺激を受けることで、それぞれの活動の活性化が期待できます。

重点取り組み①で取り組む相談支援機関のネットワークと、この関係機関と社会資源がつながるネットワークが連携することにより、困り感を抱えたすべての人を、「面」で支えられるような、重層的なネットワーク構築に取り組みます。



Ⅲ 事業の内容と実施体制

●重層的支援体制整備事業の全体像と支援の流れ

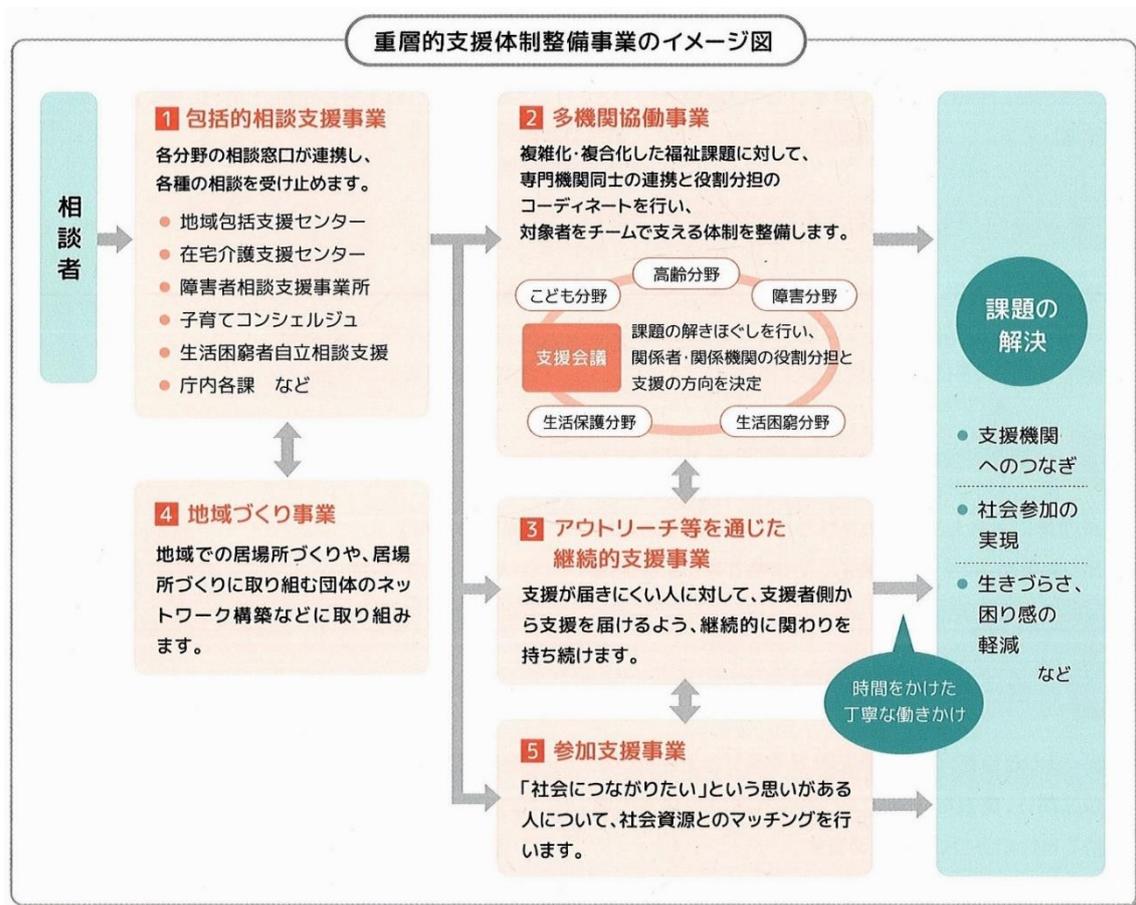
本事業は以下の5事業で構成されます。

まず、相談者の属性、相談内容に関わらず、**1**包括的相談支援事業において、包括的に相談を受け止めます。受け止めた相談のうち、複雑化、複合化した事例については、**2**多機関協働事業に繋ぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図ります。

長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合は、**3**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により、継続的かつ丁寧な働きかけを行うことで、信頼関係を構築し、本人との繋がりを形成します。

社会との関係性が希薄化し、既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、**4**地域づくり事業により、社会参加機会の確保や、生活課題の発生防止・解決にかかる体制整備、交流拠点の開設などを行い、**5**参加支援事業を通じて、本人のニーズと地域の社会資源の間をマッチングします。

これらの各事業がそれぞれ連携し、重なり合うことで、誰一人取り残さない体制を構築していきます。



(1) 包括的相談支援事業

介護、障害、子育て、生活困窮等の各分野の相談支援機関が、相談者の属性や相談内容を問わず、相談を受け止め、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。

単独の相談支援機関では解決が難しい場合には、各相談支援機関と連携を図りながら対応します。

【主な相談支援機関】

相談支援機関	主な相談支援内容	運営形態	設置数
高齢福祉課	高齢者福祉に関する事	直営	—
地域包括支援センター	高齢者福祉、介護保険に関する事	委託	市内3カ所
在宅介護支援センター	高齢者福祉、介護保険に関する事	委託	市内26カ所
介護保険課	介護保険に関する事	直営	—
障害福祉課	身体障害、知的障害に関する事	直営	—
委託相談支援事業所	障害者等の福祉に関する事	委託	市内5カ所
保健予防課	精神障害、自殺対策、 難病に関する事	直営	—
こども家庭課	児童虐待、ひとり親家庭などに 関する事	直営	—
子育てコンシェルジュ	子育てに関する事	直営及び委託	市内4カ所
子育て支援センター	子育てに関する事	直営及び補助	市内23カ所
こども保健福祉課	妊娠、出産、子育てに関する事	直営	—
こども発達支援課	こどもの発達に関する事	直営	—
あけぼの学園	こどもの発達に関する事	直営	—
青少年育成室	学校外のいじめ等、青少年の悩みに 関する事	直営	—
指導課	いじめ、体罰などに関する事	直営	—
保護課	生活保護に関する事	直営	—
生活支援室	生活困窮に関する事	委託	—
男女共同参画センター	女性（男性）の悩みに関する事	直営	—
人権センター	人権に関する事	直営	—
国際交流センター	外国人の生活に関する事	委託	—
四日市市社会福祉協議会	地域の福祉に関する事	委託	—
民生委員・児童委員	地域の福祉に関する事	委嘱	613人

(2) 多機関協働事業（福祉総務課）

単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した福祉課題を抱えた人や世帯について、福祉総務課が様々な分野の支援関係機関間の調整を行います。

各分野の支援関係機関が連携することで、課題を整理し、各々の役割分担や支援の方向性を共有します。

また、会議等における各支援関係機関との連携に加え、介護支援専門員や相談支援専門員等各分野の勉強会、定例会などに福祉総務課が積極的に参加し、各支援関係機関との連携を強化していくことで、お互いに顔が見え、気軽に相談し合える関係性を構築しています。

多機関協働事業の役割は以下のとおりです。

① 「調整役」としての役割

支援関係機関が受け止めた複雑化・複合化した福祉課題を解きほぐし、課題解決に必要な支援関係機関と連絡調整を行い、支援チームをつくりまします。この支援チームにおいて、支援会議の開催等によって情報の共有を図ると共に、課題の解決に向けた支援方針や役割分担を決定し、各々の役割を理解した上で支援にあたります。

② 「支援者支援を行う機関」としての役割

多機関協働事業は、既存の支援関係機関等を支援する、いわゆる「支援者支援」の役割を担います。福祉総務課が単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した福祉課題に関する相談窓口となることで、各支援関係機関は本来の機能を発揮でき、さらに他の様々な社会資源と関わりながらチームとして支援を続けることができます。

この支援者支援となる支援チームづくりを多機関協働事業で行うことにより、支援関係機関同士の関係性を円滑に保ち、各々の支援関係機関の相互理解により支援の質の向上が期待されます。これにより、本市全体の福祉がより重層的に成長することを目指します。

(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（福祉総務課）

長期のひきこもり状態にある人や、ヤングケアラー、ごみ屋敷など、複雑化、複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や世帯について、支援を届ける事業です。

本市におけるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業では、福祉総務課が中心となり、継続的な家庭訪問等の時間をかけた丁寧な働きかけを行うことで信頼関係を構築し、本人とのつながりを形成します。本人とのつながりが形成された後は、必要な支援や今後の方向性を本人とともに検討し、適切な支援関係機関等につなぎます。

(4) 地域づくり事業

地域活動の活性化などを通じた人と人、人と地域が繋がり合うための事業です。

介護、障害、子育て、生活困窮の各法令等に基づく地域づくり事業を一体的に行うことにより、「地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援」、「地域における生活課題発生の防止、又は解決にかかる体制の整備」、「地域住民相互の交流を行う拠点の開設」等を行います。

現在、本市には以下の事業があります。

① 地域介護予防活動支援事業（高齢福祉課・四日市市社会福祉協議会（以下、「市社会福祉協議会」という。）・地域包括支援センター）

地域包括支援センターが中心となって、「通いの場」の立ち上げを支援するとともに、「ふれあいいいきサロン」として登録する団体には、市社会福祉協議会（サロン推進員）が活動の支援を行います。

また、高齢福祉課が地域での介護予防活動を推進する介護予防ボランティアとしてのヘルスリーダーの養成を行います。

② 生活支援体制整備事業（市社会福祉協議会）

市内3地域（北・中・南）に分け、各地域に担当の生活支援コーディネーターを置き、地域における高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備の構築を行います。

③ 地域子育て支援拠点事業（こども未来課等）

単独型の子育て支援センター2カ所、公立保育園の子育て支援センター10カ所、私立保育園の子育て支援センター9カ所、医療機関型の子育て支援センター2カ所、計23カ所の子育て支援センター（地域子育て支援拠点）を置き、主に乳幼児（0歳～3歳）と保護者が気軽に利用し、交流や育児相談ができる場、子育て情報の提供の場として支援活動を実施します。

④ 地域活動支援センター機能強化事業（市社会福祉協議会）

市社会福祉協議会を拠点にして、四日市障害者就業・生活支援センター「プラウ」と連携する中で、障害のある人などの社会参加及び地域社会との交流促進を図り、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援を行います。

⑤ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業（市社会福祉協議会）

地域における孤独・孤立化の問題が顕在化している中で、身近な地域において地域住民による共助の取り組みの活性化を図るため、地域のキーパーソン（福祉課題を持つ人に対して敏感な人材）の養成を行います。

⑥ 地域のつながり強化事業（委託） [令和6年度新規事業]

多様な地域づくりの担い手がつながるプラットフォームとなる「つながりの場」の活性化を図ります。

また、属性や世代によらず、多様な地域住民が参加、交流できる居場所づくりを行います。

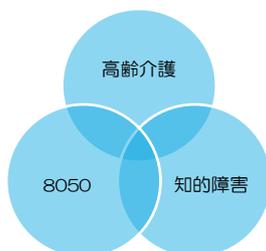
(5) 参加支援事業（福祉総務課）

ひきこもり問題など、既存の社会参加に向けた事業につなぐりにくい人に対し、福祉総務課が本人の抱える課題を丁寧に把握し、地域のつながり強化事業におけるプラットフォームなどを活用して、社会とのつながり作りに向けた支援を行います。

地域の社会資源とのコーディネートやマッチングを行い、社会参加の場につながった後は、定着に向けて一定期間フォローアップを行います。

IV 想定されるケース例

事例 1



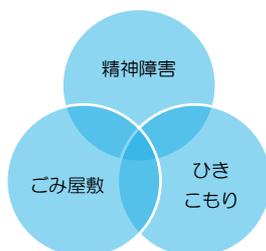
80代の父と、知的障害があり就労継続支援（B型）事業所に通所している50代の息子の2人世帯。母が昨年他界した後、息子の身の回りの世話は父が担ってきたが、数か月前から父に認知症の症状が現れるようになった。お互いに身の回りの世話ができず、栄養状態も悪化しており、危険な状態になっている。

【対応のながれ】父の生活を心配した近隣住民から在宅介護支援センター（包括的相談支援事業の相談機関）を通じ、福祉総務課へ相談が入る。

福祉総務課が会議（重層的支援会議又は支援会議）を開催。会議には介護分野の支援機関である地域包括支援センター、在宅介護支援センター、障害分野の委託相談支援事業所、障害福祉課が参加（多機関協働事業）し、状況を共有するとともにお互いの役割分担や支援方針について以下のように確認した。

父は、地域包括支援センターの認知症初期集中支援チームから適切な医療につなげるとともに、在宅介護支援センターの訪問給食事業を活用しつつ、要介護認定の申請から介護保険サービスを活用して、当面の間は在宅生活を継続することとなった。息子は、生活基盤を安定させることを目的に、グループホームに入居し、就労継続支援（B型）事業所へ通所を継続していくこととした。

事例 2



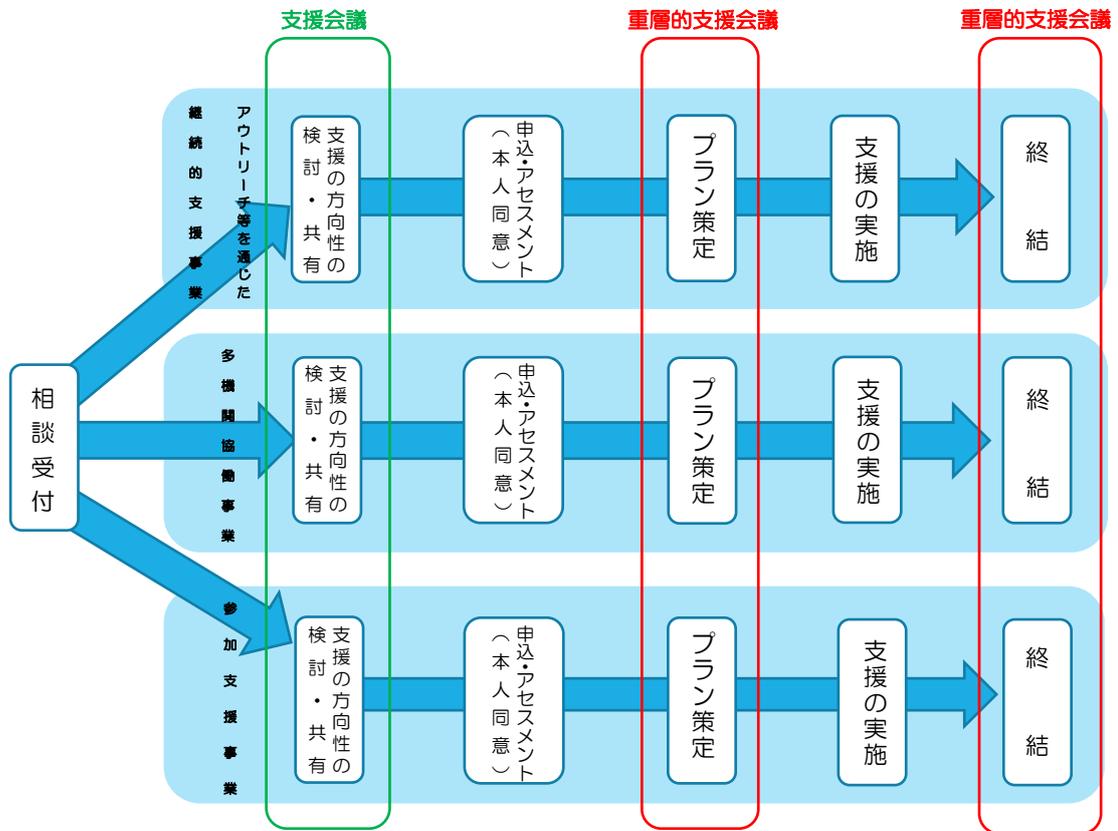
本人は50代女性。一人暮らしで長期のひきこもり状態にあり、就労できていない様子である。言動から精神疾患が疑われるが、医療機関を受診しているかもどうかも判然としない。家の内外にごみが溜まってきており、近隣住民と折り合いが悪い。

【対応のながれ】近隣住民から福祉総務課へ相談が入る。

福祉総務課が開催する支援会議において、委託相談支援事業所、生活支援室、民生委員・児童委員などの関係機関のこれまでのかかわりや相談歴等を整理し、本人の状況の把握を行った。支援方針として、他機関とともに繰り返し継続的に自宅を訪問することで、本人との信頼関係を構築する（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）こととなった。

信頼関係を構築した後、少しずつ外出機会を増やすとともに、地域活動支援センター（地域づくり事業）に通うことを短期目標として支援を行い（参加支援事業）、長期的には本人の自立に向けて、就労に向けた支援を行うこととする。

V 各種会議の実施について



(1) 支援会議

実施時期：随時実施（個別事案ごとに実施）

構成員：関係各課、支援関係機関、民生委員・児童委員等

事務局：福祉総務課

内容：本人から個人情報の共有にかかる同意を得られていないものの、緊急性があるケースや早期に支援体制の検討を進める必要があるケースについて、支援関係機関間で情報共有や支援体制の検討を行うために実施する会議です。

支援会議は、社会福祉法第106条の6に規定する「支援会議」として、四日市市重層的支援体制整備事業における支援会議設置要綱に基づき、守秘義務を課すことで、会議の出席者同士が安心して本人やその世帯の個人情報の共有等を行うことが可能です。

(2) 重層的支援会議

実施時期：随時実施

構成員：関係各課、支援関係機関、民生委員・児童委員等

事務局：福祉総務課

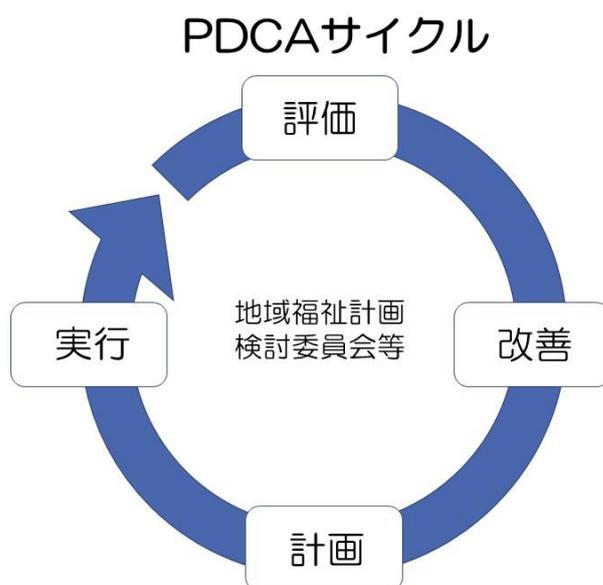
内容：「重層的支援体制整備事業実施要綱」（厚生労働省通知 社援発 0615 第 2 号）に規定される会議です。プラン策定時、プラン見直し時、支援の終結判断時、支援の中断決定時に随時開催します。

本人から個人情報の共有にかかる同意を得たケースについて、支援関係機関間での支援プランの共有、支援プランの適切性についての協議、支援終結時の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討を行います。

VI 事業評価と計画の見直し

本事業の開始以降、各福祉分野における勉強会及び研修会への参加や、本事業の担当者研修会の開催など、関係機関への事業の周知及び浸透を進めてきました。今後は関係機関のみならず、広く市民への周知や浸透を図りながら、3つの重点取り組みを通じて事業の実施を推進します。

また、PDCA サイクル（計画、実行、評価、改善）を通じて、事業の進捗管理と自己評価及び計画の見直しを行います。今後は、四日市市地域福祉計画検討委員会等を活用し、地域福祉計画と併せて重層的支援体制整備事業の評価、進捗管理、計画の見直しを行います。



令和6年8月

四日市市健康福祉部福祉総務課

〒510-8601 四日市市諏訪町 1 番5号

電話：059-337-9520

FAX：059-359-0288

Eメール：fukushisoumu@city.yokkaichi.mie.jp